

大阪市規則第105号

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(委任) 第2条 次に掲げる事務は、大阪市中心部こども相談センター所長、大阪市中心部こども相談センター所長及び大阪市中心部こども相談センター所長（以下これらを「こども相談センター所長」という。）に委任する。 [(1)・(2) 略] <u>(3) 法第33条第2項の規定による一時保護の実施又は当該一時保護の実施の委託に関すること</u> <u>(4)・(5)</u> [略] [2 略] (専決) 第3条 こども相談センター所長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 法第30条、<u>第30条の2</u>及び第47条第1項ただし書に規定する事務に関すること [(2) 略] [2 略]	(委任) 第2条 次に掲げる事務は、大阪市中心部こども相談センター所長、大阪市中心部こども相談センター所長及び大阪市中心部こども相談センター所長（以下これらを「こども相談センター所長」という。）に委任する。 [(1)・(2) 同左] [新設] <u>(3)・(4)</u> [同左] [2 同左] (専決) 第3条 こども相談センター所長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 法第30条、<u>第30条の2</u>、<u>第33条第2項</u>及び第47条第1項ただし書に規定する事務に関すること [(2) 同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。